

継続協議項目の検討の方向性について

※ 表中、下線部分は、前回（第29回（H23. 12. 28））での発言

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
<p>「④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方」（議会運営に関すること）+「⑪議員間の自由討議」（議会運営に関すること）</p> <p>予算特別委員会及び決算特別委員会における議員間の自由討議</p>		
	<p>【これまでの論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の3つの機能を発揮するため、多様な民意を代表する28名の議員により構成される議会が持つ本来の強みを発揮するため、その仕組みの1つとして、予算特別委員会と決算特別委員会に議員間の自由討議を導入してはどうか。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「質疑」を行った後に、対象となるテーマを絞るなどした上で「委員間で討論」を行い、その結果を委員会の審査結果報告に盛り込むこととし、平成24年3月定例会の予算特別委員会から実施</p> <p>なお、実施方法の詳細を検討することとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ どのタイミングで行うか? ① 会計ごと 	<p>【以前の会議での決定・確認事項】</p> <p>「④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方」から</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算及び決算の審査のあり方については、まずは常任委員会の機能強化の取組を行うこととして、当面は現行の審査方法（当初予算及び本格予算並びに決算については特別委員会を設置して審査する。）を継続することを決定 <p style="text-align: right;">(第10回 (H22. 11. 25))</p> <p>「⑪議員間の自由討議」から</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員間で議論を尽くすため自由討議を行うようにすることとし、まずは常任委員会で取り組んでいくことを決定 <p>なお、自由討議の対象の設定方法、議論の進め方等については、今の段階ではルールづくり、制度設計を行わず、まずは各常任委員会に委ねて実施することとし、将来において各常任委員会での実施状況等を踏まえて検討していくことを決定</p> <p style="text-align: right;">(第14回 (H23. 01. 26))</p> <p>【これまでの主な発言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算や決算の審査を終えた段階で、議員間の討論、意見交換をやったほうが、より充実したものになるのではないか。 ○ 我々28名の議員は市民の負託を受けて議員となっている。市民が直接参加する

	<p>② 会計ごと。ただし、特別会計は一括</p> <p>③ 全会計一括</p> <p>など</p> <p>○ 日程をどうするか？</p> <p>① 現行の審査日程（5日）のままか</p> <p>② 1日増やす</p> <p>など</p> <p>※会期との関係も併せて検討する。</p>	<p>ものではないが、議員が議員間で討論をやっていくことによって、市民の意見なり、要望なりを政策に反映させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 討論で賛成、反対を言うだけではなく、委員が全員で予算や決算の全体を見据えて討論する場というものは非常に大事だと思う。 ○ 委員間討議を行う目的として、議事機関としての説明責任を果たすことにつながっていくという部分は非常に重要である。 ○ 委員間討議を行って、本会議での委員長の審査結果報告の中で、こういう議論があったということを報告する必要がある。 ○ 予算や決算の全体については、議論が多岐にわたっていくと、收拾がつかなくなるおそれがあるが。 ○ 議論が多岐にわたってしまうとまとまらなくなるので、例えば委員長がいくつかのテーマを提案するなど、テーマを絞り込むことをしてもよい。 ○ 委員間で議論する共通のテーマを絞り込むことができるだろうか。 ○ 審査をしていきながら、委員長の判断でテーマの候補をピックアップしていくというやり方も考えられる。 ○ 委員間討議を行うタイミングについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計ごとに行う。 <p>日をおいたら、もう一度振り返る必要がある。</p> <p>会計ごとのほうが、委員はそれに集中しており、いわば熱の冷めないうちに委員間討議を行うことができる。</p> <p>全会計の質疑が終わってから一括して行うと、セレモニー的なものになってしまふおそれもあるのではないか。</p> ・ 全会計一括して行う。 <p>きっちりとその日を設けて行ったほうがよいのではないか。</p>
--	---	--

	<p><u>伊勢市全体の予算ということを考えれば、トータルにするほうがよい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>むしろ会計別よりも細かく、予算の費目の款ごとにしたほうがいいのではないか。</u> <u>重要なところは款で行ったり、会議の進行の中で委員長の判断で柔軟に行うことでもいいのではないか。</u> <u>基本的には会計ごとに行って、全体的なことについてまた行うという形はどうか</u> その他 <p>委員間討議に入る前に、自分の中や会派での論点整理などのため、少し時間をとる必要はないか。</p> <p><u>会議の中で突然テーマを決めて、すぐ議論ができるかどうか。</u></p> <p><u>予算案が議会に提出された時点で、何が主な部分か、何がテーマになるかということは大体わかるのではないか。そうすると、初めにテーマを設定しておくといふこともできる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日程について <ul style="list-style-type: none"> 委員間討議を行う日として1日設けてはどうか。 各日の会議時間を長くとるなど工夫をすれば、現行の5日間でよいのではないか。 どのタイミングで行うにしても、日程はもう1日設けたほうがよい。 <u>本当に必要な議論を圧縮して行わなければならなくなるといけないので、可能なら1日延ばしたほうがよい。</u> ○ 委員間討議を行う際の当局の出席は、部長級がおればいいのではないか。 ○ 現状では、1人会派の議員は予算特別委員会や決算特別委員会の委員になるこ
--	--

		<p>とはできないが、これをどうするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の会派をもとにした運営をしていくことを決めているので、委員外発言の方法を用いるしかないのではないか。 ○ 意見を言つたら蜂の巣をつついたような状態になってしまうようではいけない。意見を出せる雰囲気ということもきちんとやっていかなければいけない。 ○ 委員が本当に意見を出し合えるには、ルールが必要。 ○ <u>常任委員会でも自由討議を行うようにしているが、その実施状況、効果などを検証し、自由討議の意義を考える必要がある。</u>
--	--	---

「⑯人事案件の審議のあり方」（議会運営に関すること）

	【これまでの論点】	【これまでの主な発言】
	<p>○ 審議に必要な情報とは</p> <p>○ 審議を尽くすこと・公開の原則と個人情報保護との調整</p> <p>○ 審議日程の工夫 現行の日程からの改善点</p>	<p>○ 当局から説明された内容しか判断材料がなかった。</p> <p>○ 職歴は説明されるが、その人個人の人となりというのを出すべきではなかったか。</p> <p>○ 公募の場合は特に、学歴と職歴だけではどこの誰かもわからないような状態であり、判断は難しい。顔写真を付けるというのは難しいか。</p> <p>○ 提案の段階では、その人はあくまでも候補者という立場であり、否決の場合もあり得る。公募の場合は、その人がどのような状況（現在勤めている会社や周囲に伝えていないこともありまするかもしれない。）で応募されているのかということも考える必要がある。</p> <p>○ その方のプライベートな部分を審議情報としてどこまで出すことができるか議会も考えなければいけない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会側も慎重に取り扱わなければいけない。 ○ <u>内容によっては、秘密会の場だけとするよう配慮も必要。</u> ○ <u>本人が出すことを拒否することもある。</u> ○ <u>秘密にする部分は、秘密にするということを明示して秘密会の中で提示してもらうとよい。</u> ○ 当局側も、欠格事項とか、そういう調査をしっかりとしていただきたい。 ○ 当局側として、その人物の人となりをしっかりと判断して、その根拠をしっかりと持っているというのが重要。 ○ <u>当局側から提示される資料や説明を議会側が信用できるということが大前提ではないか。そのためには、普段から信頼関係があることが必要。</u> ○ <u>できれば討論会をするとか、今回の公募で応募の際に提出された課題論文を見せてもらうとか、どういうことを考えておられる方かということがわかれれば、判断の一つになる。</u> ○ <u>今回の副市長の件で問題となったが、何をやってもらうのかということと、その方がどういう点でそれをやってもらう能力を持っているのかということがわかるような説明があれば、一定の判断ができると思う。</u> ○ 事前に秘密会とした上で説明がされるが、秘密会であるので、議員は疑問点があったとしても、自ら問い合わせことができない。このような場合は、議会から当局を通じて問い合わせるなどの工夫が必要。 ○ 議会側も秘密会の運用を厳格にしていく必要がある。 ○ 当局の考え方として示された、副市長の人事案件の場合には資料をいただいてから議決までの間に一定の期間をおくというのは、議会側としても考慮する時間をとることができるようになる。
--	---

		<p>○ 副市長の場合も、一定の期間をおかず、他の人事案件と同様にしたほうがよいのではないか。</p>
--	--	---